

最高裁秘書第1182号

平成27年6月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総局秘書課長 氏 本 厚 司



司法行政文書開示通知書

平成27年5月18日付け（同月19日受付、最高裁秘書第1048号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

昭和60年12月20日付け行一第109号行政局長、刑事局長、民事局長及び人事局長通達「裁判所調査官による租税関係及び工業所有権関係事件の調査の運用について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

## 裁判所調査官による租税関係及び工業所有権関係事件の調査の運用について

昭和60年12月20日行一第109号高等裁判  
所長官、地方裁判所長あて行政局長、刑事局長、  
民事局長、人事局長通達

改正 平成3年3月27日行一第27号  
平成11年3月30日行一第58号

昭和48年6月21日付け最高裁判一第91号事務総長依命通達「裁判所調査官による租税関係および工業所有権関係事件の調査について」（以下「基本通達」という。）の運用に当たつては、下記の点に留意してください。

記

### 1 目的

基本通達により、他の裁判所に配置されている裁判所調査官（以下「調査官」という。）に租税関係及び工業所有権関係事件（以下「租税関係等事件」という。）の調査を行わせることができることとされた趣旨は、租税関係等事件の適正かつ迅速な処理に資することにあるから、必要に応じてこの制度を活用し、特に長期未済事件等の処理に役立てるよう配慮するものとする。

### 2 調査官の配置及び専門分野

租税関係等事件を担当する調査官の配置及び専門分野は、次に掲げるとおりである。

- (1) 租税関係事件 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所
- (2) 工業所有権関係事件

ア 機械、化学及び電気 東京高等裁判所、大阪高等裁判所、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所

イ 電子計算機のプログラム及び半導体集積回路の回路配置 東京地方裁判所

### 3 調査官を派遣する裁判所

租税関係等事件について調査官を派遣する裁判所は、別表のとおりとする。

### 4 併任発令の上申の手続

(1) 調査官の併任発令の上申は、次の事項を記載した書面を人事局長あてに提出してするものとする。

ア 事件番号及び事件名

イ 派遣を必要とする調査官の専門分野の別

ウ 調査を命ずる事項

エ 併任を要する期間の始期及び終期

(2) (1)の上申をするに当たつては、併任を要する期間等について、事前に、調査官を派遣する裁判所と協議するものとする。

### 5 調査の命令及び内容

(1) 租税関係等事件を担当する調査官は、裁判官の命を受けて、租税又は工業所有権の分野についての専門的な知識及び経験を用い、事件の審理及び裁判に関して必要な調査をつかさどるものである（裁判所法第57条第2項参照）が、その主な内容は、次のとおりである。

ア 訴状、起訴状その他当事者の提出する資料に基づき、専門的事項に関する論点を分析し、整理して、証明を求めるために必要な資料を提供する。

イ 専門的事項に関し、争点及び証拠の整理、証拠調べの範囲、順序及び方法の決定等について、参考となる資料を提供する。

ウ 証拠調べによつて現れた専門的事項について必要な説明を加え、なお補充尋問をすべき事項、当事者から意見を聞くべき事項等について、参考となる資料を提供する。

エ 専門的事項に関する文献、資料等を収集して整理し、裁判官の質疑に応ずる。

オ 租税関係刑事事件担当の調査官については、証拠に照らしては脱税額、追徴額等を算出するほか、判決書に別表として添付する修正財務諸表等の作成について補助する。

(2) 併任発令を受けた調査官に対し調査を命ずるに当たつては、(1)のほか、他の裁判所から特に派遣されるものであることを考慮して、調査を命ずる事項は、できる限り具体的で明確なものとすることが望ましい。

### 付記

- 1 この通達は、昭和61年1月1日から実施する。

2 昭和48年6月21日付け最高裁判一第92号刑事局長、行政局長、民事局長及び人事局長通達「裁判所調査官による租税関係および工業所有権関係事件の調査の運用について」は、昭和60年12月31日限り、廃止する。

3 この通達の実施前にされた併任発令に係る事件の調査については、なお従前の例による。

付記（平成3.3.27行一第27号）

1 この通達は、平成3年4月1日から実施する。

2 この通達の実施前にされた併任発令に係る事件の調査については、なお従前の例による。

付記（平成11.3.30行一第58号）

1 この通達は、平成11年4月1日から実施する。

2 この通達の実施前にされた併任発令に係る事件の調査については、なお従前の例による。

（別表）

専門分野	派遣を受ける裁判所		派遣する裁判所
租税関係事件		東京、名古屋、仙台又は札幌の高等裁判所の管内の裁判所	東京地方裁判所
		大阪、広島、福岡又は高松の高等裁判所の管内の裁判所	大阪地方裁判所
工業所有権 関係事 件	機械 化学 電気	東京、名古屋、仙台又は札幌の高等裁判所の管内の裁判所	東京高等裁判所 東京地方裁判所
		大阪、広島、福岡又は高松の高等裁判所の管内の裁判所	大阪高等裁判所 大阪地方裁判所
	電子計算機の プログラム及 び半導体集積 回路の回路配 置	全高等裁判所の管内の裁判所	東京地方裁判所